

広島県病院事業管理規程第六号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（指定職職員の期末手当等） 第二十条 前条の規定により指定職職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の四十八・七五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の三十九」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の二十九・二五」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の十四・六二五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の四十八・七五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の三十九」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の二十九・二五」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の十四・六二五」とする。 2 前条の規定により指定職職員に勤勉手当を支給する場合は、給与条例第十八条の四第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の百六・二五」とし、給与規則第二十七条第二項に定める職員の勤務成績による割合は、同条第三項に定める割合にかかわらず、次のとおりとする。 一一三（略）	（指定職職員の期末手当等） 第二十条 前条の規定により指定職職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の十四・二五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の十四・二五」とする。 2 前条の規定により指定職職員に勤勉手当を支給する場合は、給与条例第十八条の四第二項第一号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」とし、給与規則第二十七条第二項に定める職員の勤務成績による割合は、同条第三項に定める割合にかかわらず、次のとおりとする。 一一三（略）

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係） 指定職給料表

号給	給料月額
一	七二六、〇〇〇円
二	七七一、〇〇〇円
三	八二九、〇〇〇円
四	九〇八、〇〇〇円

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の広島県病院事業職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。
（給与の内払）

2 改正後給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の広島県病院事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。